

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

則をここに公布する。

昭和三十二年十月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十二号

耕地事務所長事務委任に関する規則の一部を改正する規則

耕地事務所長事務委任に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

- 五 土地改良事業（県営を除く。）の審査を行う場合に、専門技術者の調査を委嘱すること（土地改良法八）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目次
規則 耕地事務所長事務委任に関する規則の一部改正

告示 公衆浴場入浴料金の指定
土地改良事業計画の認可

肥料の生産登録
肥料の登録失効

炭を予防に関する規則による禁止区域の解除
土地の公用廃止
基本測量の実施

教委告示 定例教育委員会の招集

公告 昭和三十二年度行政書士試験の実施

規則

耕地事務所長事務委任に関する規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第四百八十一号

鳥取県告示第四百八十五号
炭を予防に関する告示（昭和三十二年九月鳥取県告示第
四百五十七号）は廃止する。

鳥取県第二二四号 三五、〇副産石灰

有効石灰合計量
有効苦土 三五・〇

境港市栄町九番地

永瀬石油株式会社
取締役社長 永瀬義春

昭和三十二年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	住 生 産 業 者 名
鳥取県第二六一号	六、〇菜種油かす	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇〇〇	鳥取市新鑄物師町 因幡製油有限公司 六八の一 取締役社長 入川昌彦
鳥取県告示第四百八十四号	肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基き次の肥料の登録は失効した。		
昭和三十二年十月一日			
鳥取県知事 遠 藤 茂			
登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	住 生 産 業 者 名
鳥取県第二二四号	三五、〇副産石灰		境港市栄町九番地 永瀬石油株式会社 取締役社長 永瀬義春

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和
三十二年厚生省令第三十八号）第二条に基き、公衆浴場
入浴料金を次のように指定する。
昭和三十二年十月一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

地 域 別	大人 (十三才以上 の者)	中人 (六才以上十 才未満の者)	小人 (六才未満 の者)
鳥取市、米子市、倉吉市、 境港市	十三円	十円	六円
岩美郡のうち 八頭郡のうち 河原町、智頭町、若桜町 用ケ瀬町 気高郡のうち 青谷町、気高町 東伯郡のうち 東伯町、赤碓町 西伯郡のうち 羽合町、泊村 淀江町、名和町、大山町	十一円	九円	五円 七円
右に掲げる地域以外の地域	九円	七円	四円

鳥取県告示第四百八十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八
条第三項において準用する同法第十条第一項の規定によ
り、湖山町下代土地改良区が新に行おうとする土地改良
事業計画（かんがい排水）につき、昭和三十二年九月七
日認可した。
昭和三十二年十月一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百八十三号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の
規定により次の肥料を登録した。
昭和三十二年十月一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

鳥取県告示第四百八十六号
次の水路敷は、その公用を廃止する。

昭和三十二年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 八頭郡丹比村大字島字島土居二二九番の土地の西側にて同所字前田三九三番の土地先から同所同字三九六番ノ一の土地先 かんがい用水路面積 一二、六八平方メートル
(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第四百八十七号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長事務代理総務部長から通知を受けた。

昭和三十二年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業種類 基本測量(辺長測量)
二 作業期間 昭和三十二年九月二十五日から十一月二十日まで

三 作業地域 東伯郡北条町、関金町、三朝町、倉吉市

鳥取県告示第四百八十八号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長事務代理総務部長から通知を受けた。

昭和三十二年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業種類 基本測量(三、四等三角測量)
二 作業期間 昭和三十二年十月一日から十一月二十五日まで
三 作業地域 気高郡気高町 東伯郡羽合町

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十二年十月一日

公 告

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稔

一 日時 昭和三十二年十月二日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 1 鳥取県産業教育審議会委員の決定について

2 その他

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の規定により、昭和三十二年度行政書士試験を次の要領により実施する。

昭和三十二年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験期日及び場所

1 試験期日 昭和三十二年十月二十一日

2 試験場所 鳥取市東町 鳥取県庁

二 試験科目及び方法

次の科目について筆記試験を行う。(1、2は択一式)

1 行政書士の業務に關し必要な法令

2 一般常識

3 作文

三 受験資格

次の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条第一項に規定する者

2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者

3 行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)第一条第二項の規定に基づき前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められる者

四 欠格事由

左の各号の一に該当する者は行政書士となることはで

きな

- 1 未成年者
- 2 禁治産者又は準禁治産者
- 3 禁こ以上の刑に処せられた者でその執行を終り又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者
- 4 公務員で懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 行政書士法第十四条第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 出願期間

昭和三十三年十月一日から昭和三十三年十月十二日まで

六 受験手続

1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札型のもの

の）を添えて鳥取市東町鳥取県総務部地方課あて提出すること。

2 受験願書を提出するときは、試験手数料五百円の鳥取県収入証紙をはつて納めること。

七 その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課へ照会のこと（なお照会は十円切手同封又は往復葉書によつてすること。）

別記様式

行政書士試験願書

本籍

現住所

氏名（ふりがな）

生年月日

私は行政書士試験を受験したので別紙履歴書、写真及び受験資格を有することを証する書面を添えて願います。

年 月 日 氏名

印

鳥取県知事 遠藤 茂殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 印刷所